

平成 29 年 2 月 24 日

都内私立学校長 殿

公益社団法人 東京都獣医師会

### 鳥インフルエンザと学校で飼育している鳥について

平成 29 年 2 月 15 日に東京都足立区で回収されたオナガガモ 1 羽の死亡個体で、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）が確認されました。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した多数のニワトリが人と共に生活するなど、濃密な接触が起こる特殊な場合を除いて、人には感染しないと考えられています。

学校で飼育されている鳥については、子ども達の気持ちを第一に考えていただき、下記の点に留意して、引き続き常識的なふれあいを継続していただくようお願いいたします。

#### 1. ニワトリなどの飼育上の注意点

##### 1) 鳥の様子を確認する

※必ず大人も一緒に確認してください。

- ・食欲をなくし、体を膨らませてうずくまっていないか
- ・下痢をしていないか  
(何らかの病気にかかっている可能性があります)
- ・突然に死亡した鳥はいないか  
(症状を出さずに死亡することもあります)

##### 2) 飼育小屋の中に病気を持ち込まない

- ・カモなどの水鳥の生息する川や湖、池の水を飼育の水に使わない。
- ・野鳥の糞を飼育舎に持ち込まないように、専用の長靴を用意する。  
(踏み込み消毒槽の使用は、担当獣医師と相談して下さい)
- ・飼育舎に野鳥が入り込まないように、飼育舎の網の目は細かくする。  
(3cm の穴で、スズメは入れます。理想的には 2cm 未満に)
- ・飼育舎にネズミなどが入り込まないように、隙間を無くす。

##### 3) 飼育舎を掃除する際の注意

- ・糞が乾燥し舞い上がることがあるため吸い込まないように注意する。
- ・マスクと手袋を着用し、専用の長靴を用いる。

- ・体調が優れない児童は、掃除をお休みさせる。
- ・飼育舎に入る前後には、薬用石鹸を用い手洗いする。  
(アルコールなどでの消毒は、学校医と相談して下さい)
- ・うがいを励行する。

## 2. 具合が悪い鳥や死亡した鳥がいた場合

- ・飼育舎には誰も立ち入らないようにする。
- ・すぐに、担当獣医師に連絡する。

※「高病原性」という単語は、鶏にとって「高病原性」であり、ヒトへの病原性を示すものではありません。

※ この病気が発生すると、国内の畜産経済に大きな影響を与えることから「家畜伝染病予防法」という法律に則り、厳密な監視が行われています。

※ チャボ、ニワトリ、アヒル（コールドックなども含みます）、ウズラ、七面鳥、キジ、ダチョウ、ほろほろ鳥で、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、小学校であっても、届出の義務が生じます。日々のチャボやニワトリなどの様子に注意し、異常があればすぐに学校担当の獣医師に相談してください。

### \* 担当獣医師につながらない場合

- ・チャボ、ニワトリ、アヒル、ウズラ、七面鳥、キジ、ダチョウ、ほろほろ鳥の場合

東京都家畜保健衛生所 TEL：042-524-8001

- ・それ以外の鳥の場合

(23区) 東京都動物愛護相談センター本所 TEL：03-3302-3507

(多摩地区) 東京都動物愛護相談センター多摩支所 TEL：042-581-7435

東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課 TEL：03-5320-4412

- ・野鳥の場合

(23区) 環境局自然環境部計画課 TEL：03-5388-3505

(多摩地区) 多摩環境事務所自然環境課 TEL：042-521-2948

◎必要に応じて地域の獣医師が学校を支援します。獣医師の指示に従って、安心して子どもと動物を触れ合わせてください。

万一、近隣などで鳥インフルエンザが発生しても、学校で子ども達に科学的な対応など適切な情報を伝えれば、その情報が保護者へ、そして地域全体へと広がり、混乱を防ぐことが出来ます。日頃より、下記のホームページやパンフレットを参考にいただき、本病だけでなく、学校飼育動物に対する知識、理解を深めていただければ幸いです。

(参考資料)

- ・パンフレット「高病原性鳥インフルエンザと学校飼育鶏」  
<http://www.vets.ne.jp/~school/pets/toriinntogakkou.pdf>
- ・厚生労働省（鳥インフルエンザに関する Q&A）  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/qa.html>
- ・文部科学省（学校における動物飼育について）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/06121213.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06121213.htm)
- ・日本学術会議（学校における動物飼育に関する提言 平成 15 年 6 月 24 日）  
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-18-t995-41.pdf>
- ・日本獣医師会（学校動物飼育支援）  
<http://nichiju.lin.gr.jp/small/school.html>

※ご不明な点があれば、担当獣医師または本会までお問い合わせください。

連絡先

公益社団法人 東京都獣医師会

〒107-0062

東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 23 階

TEL 03-3475-1701 FAX 03-3405-0150

URL : <http://www.tvma.or.jp/>

担当者：平井